

道産食品独自認証制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道の豊かな自然環境や高い技術を活かして生産される、安全で優れた道産食品の認証制度の実施について必要な事項を定めることにより、道産食品に対する消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「道産食品」とは、道内で生産された生鮮食品又は主な原材料に道産原材料を使用し、道内で製造加工された加工食品をいう。
- 2 この要綱において「認証機関」とは、第6の1の規定により知事の登録を受け、認証に関する業務（以下「認証業務」という。）を行う法人をいう。
- 3 この要綱において「認証事業者」とは、第5の6の（1）の規定により認証機関の認証を受けた事業者をいう。

第3 認証基準

- 1 知事は、道産食品の種類ごとに、次に掲げる認証に関する基準（以下「認証基準」という。）を定め、公表するものとする。
 - (1) 原材料に関する基準
 - (2) 生産情報の提供に関する基準
 - (3) 安心に関する基準
 - (4) 商品特性の評価に関する基準
 - (5) 官能検査の方法に関する基準
- 2 知事は、認証基準を定める場合には、別に定める要領に基づき設置する道産食品独自認証制度運営委員会の意見を聴かなければならない。

第4 認証事業者

- 1 認証を受けようとする者は、知事が別に定める認証手続要領（以下「要領」という。）に定めるところにより、認証機関が指定する期日までに認証機関に申請し、認証基準の適合状況について、審査を受けなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、認証を受けることができない。
 - (1) 自ら道内において道産食品を生産しない者
 - (2) 食品の生産又は販売に関する法令又はこれに基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - (3) 第5の6の（3）の規定により、認証を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 3 認証事業者は、次の各号について誠実にこれを遵守しなければならない。
 - (1) 道産食品の生産に当たっては、法令及び基準等に適合した方法により生産を行うこと。
使用的な原材料についても同様の方法により生産されたものとすること。
 - (2) 認証基準に定める生産仕様書等に基づき、適正な生産管理を行うこと。
 - (3) 認証を受けた道産食品（以下「認証道産食品」という。）には、第7の1に基づき認証マークを表示すること。
 - (4) 認証道産食品の生産及び流通に係る帳簿等関係書類を整理、保管すること。
 - (5) 第5の6の（2）又は第6の5に基づく指示があったときは、速やかに改善措置を講じること。
 - (6) 毎年、認証基準及び表示基準（以下「基準等」という。）の適合状況について、認証機関に更新申請し、検査を受けること。
 - (7) 次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、認証機関に届け出ること。
 - ア 認証道産食品の生産を1年間休止しようとするとき。
ただし、生産休止期間は、届け出を提出してから最長で1年間とするが、食品の原材

料の確保が困難など、認証事業者の責めに帰すべき理由ではない場合には、この限りではない。

- イ 認証道産食品の生産を廃止しようとするとき。
- ウ 生産を休止していた認証道産食品について、その生産を再開しようとするとき。
- エ 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(8) 生産仕様書の内容を変更しようとするときは、要領に定めるところにより認証機関に変更の申請を行い、あらかじめ認証機関の承認を受けること。

第5 認証機関

1 認証機関の登録を受けようとする者は、要領に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認証機関の登録を受けることはできない。

- (1) 食品に関する法令又はこれに基づく命令若しくは处分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (2) 第6の6の規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- (3) (1) 又は(2)のいずれかの規定に該当する者が、認証業務を行う役員、職員又は社員となっている者。

3 認証機関の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について業務規程を定め、要領に定めるところにより、知事に届け出なければならない。認証機関が業務規程の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 認証業務を実施する事業所の所在地及び区域
- (2) 申請受付期日及び申請の方法
- (3) 権限及び職務分担を示す組織図
- (4) 審査、判定及び検査の方法
- (5) 手数料
- (6) 認証の変更承認及び取消しの実施方法
- (7) 内部監査の実施方法
- (8) 審査員、判定員及び検査員の選定基準、解任基準及び教育訓練の方法
- (9) 認証業務に関する記録の管理方法
- (10) 認証に関する苦情、異議申し立て及び紛争の解決方法
- (11) その他認証業務に関し必要な事項

4 認証機関は、名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したときは、要領に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 認証機関は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、要領に定めるところにより、知事に変更を申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 認証を行う道産食品の種類
- (2) 認証業務を行う審査員又は判定員
- (3) 第6の1の(3)に定める者の兼業の内容

6 認証機関は、次の各号に従い、認証業務を行うものとする。

- (1) 第4の1及び第4の3の(8)の規定による申請があったときは、要領及び認証基準に定めるところにより、基準等の適合状況について審査し、その結果を申請者に通知するものとする。
- (2) 認証を与えた事業者からの更新申請があったときは、検査を実施し、要領に定めるところにより、検査の結果を認証事業者に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、認証事業者に対し報告を求め、若しくは製造所等の立入検査を行い、又は業務の改善を指示することができるものとする。
- (3) 認証を与えた事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができるものとし、取消しを行ったときは、要領に定めるところにより、当該事業者に通知するものとする。
 - ア 第4の2の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - イ 第4の3の規定に違反したとき。
 - ウ 虚偽の申請により認証を受けたとき。
 - エ 認証道産食品の生産を休止し、生産の再開の見込みがないと認められるとき。
 - オ 第4の3の(8)の申請をせず、若しくは虚偽の申請をしたとき。

- カ (2) の規定による報告において、虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は改善の指示に従わなかつたとき。
- キ 認証マークを不正に使用したとき。
- ク 認証道産食品の生産管理の方法が、基準等に適合していない場合であつて、重大な過失があると認められるとき。
- ケ その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があつたとき。
- (4) 第4の3の(7)のウの規定による届出があつたときは必要に応じ、認証道産食品の生産管理の方法について、基準等の適合状況を確認するものとする。
- (5) 認証機関は、要領に定めるところにより、認証業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- (6) 第4の3の(7)の規定による届出を受けたとき及び(1)から(3)の規定による通知、検査又は指示を行つたときは、要領に定めるところにより、知事に報告するものとする。

7 認証機関は、認証業務を実施する区域の変更、その業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止又は行政処分等により、その業務を実施することができなくなつたときは、要領に定めるところにより、知事に届け出るものとする。

なお、この場合において、当該認証機関は、自ら認証した認証事業者と協議の上、他の認証機関にその業務を引き継ぐことができるものとする。

第6 北海道

1 知事は、第5の1の規定による申請が、次の各号のすべての基準に適合していると認めるときは、認証機関として登録するとともに、要領に定めるところにより申請者に通知するものとする。

なお、認証機関として登録しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

- (1) 別表1に定める要件に適合する知識経験を有する者が認証業務を実施しその数が同表に定める数以上であること。
- (2) 累積欠損及び財務の内容に著しい欠陥がなく、認証業務を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎があること。
- (3) 役員、法人の種類に応じて別表2に定める構成員又は職員の構成が認証業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準(ISO/IEC17065:2012及び17021:2011(JISQ17065及びJISQ17021))に適合するものであること。

2 知事は、1の登録をしたとき及び第5の3の規定により認証機関から届出があつたときは、登録した認証機関の名称、代表者及び主たる事務所の所在地、認証を行おうとする道産食品の種類及び区域並びに当該登録をした日を公表するものとする。

3 知事は、第5の5の規定による申請があつたときは、1の基準の適合状況を審査し、要領に定めるところにより審査の結果を申請者に通知するものとする。

なお、申請を承認した場合は、認証機関の登録を変更するとともに、変更した内容を公表するものとする。

4 知事は、認証機関から第5の6の(6)の規定による報告を受けたときは、その内容を公表することができる。

5 知事は、その職員に、1に規定する認証機関の基準の適合状況及び認証機関が行う業務について、毎年検査をさせなければならない。ただし、必要があると認めるときは、認証事業者及び認証機関に対し報告を求め、若しくはその職員に立入検査をさせ、又は認証事業者及び認証機関に対し業務の改善を指示することができるものとする。

なお、立入検査をさせる場合において、知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

6 知事は、認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとし、取消しを行つたときは、登録を取り消した認証機関の名称、代表者及び主たる事務所の所在地、認証を行つていた道産食品の種類及び区域並びに当該取消しをした日を公表

するとともに、要領に定めるところにより、当該認証機関に通知するものとする。

- (1) 第5の7に該当するに至ったとき。
- (2) 第5の2の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 虚偽の内容により登録を受けたとき。
- (4) 5に定める検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は改善の指示に従わなかつたとき。
- (5) その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があつたとき。

7 知事は、認証機関が天災その他の事由により認証業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該業務の全部又は一部を行うものとする。この場合の手続は、第5の6の(1)から(4)の規定を準用する。

第7 表示

- 1 認証事業者は、知事が別に定める認証マーク表示基準（以下「表示基準」という。）に基づき、認証を受けた認証道産食品に認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。
- 2 認証事業者及び北海道にマーク使用の届出を行つた者が、道産食品独自認証制度のPR等に認証マークを使用する場合は、認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年6月4日から施行する。
- 2 認証機関は、北海道が平成15年度に実施した道産食品独自認証制度モデル事業の認証を受けた者から要綱第4の1に定める申請があつた場合において、当該道産食品の原材料及び製造管理の方法が同一と認められるときは、要綱第5の6の(1)に定める審査の一部を省略することができる。
- 3 2の規定は、平成16年度中に申請のあつた場合に限るものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成16年12月9日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月4日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

別表1 第6の1の(1)の認証業務を実施する者の要件及びその数

事 項	要 件
認証業務に従事する者の資格	<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校において食品の生産等に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、流通、検査又は試験研究の実務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校で食品の生産等に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、流通、検査又は試験研究の実務に4年以上従事した経験を有する者</p> <p>3 食品の生産、流通、検査又は試験研究の実務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>4 第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者</p>
認証業務に従事する者の人員	<p>1 審査に従事する者は、1名以上で審査の対象となる工場又は事業所の規模及び数に応じて必要となる員数</p> <p>2 判定に従事する者は、1名以上で判定の対象となる工場又は事業所の数に応じて必要となる員数</p>

別表2 第6の1の(3)の法人の種類に応じた構成員

法 人 の 種 類	構 成 員
民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された社団法人、商法（明治32年法律第48号）第53条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和15年法律第74号）第1条第1項の有限会社	社員
商法第53条の株式会社	株主
その他の法人	当該法人の種類に応じて社員又は株主に準ずる者